資料１０

宗像市文化芸術振興条例（案）　市民意見提出手続き（パブリックコメント）による意見と回答について

宗像市文化芸術振興条例（案）について、下記のとおり意見をいただきました。意見に関する市の考え方、対応についての取り扱いは下記のとおりです。

提案者	意見		対応	回答
1	1	前文の「いにしへ」は「いにしえ」の方が適切ではないでしょうか？ （広辞苑では「いにしえ」）となっています。）	修正	指摘のとおり、「いにしえ」に修正します。
	2	第２条第１号「文化芸術」について 美術、音楽、写真、演劇、舞踊その他の芸術、伝統芸能及び地域の伝統や生活に根ざした文化並びに文化財等をいう。文化芸術を「美術、音楽、写真、演劇、舞踊」とあえてジャンルを細かく記述した理由は何でしょうか？宗像市はその分野を中心に文化政策を実施するように見えます。 広辞苑に書かれている一部の記述「（中略）一定の材料・技術・身体などを駆使して、鑑賞的価値を創出する人間の活動およびその財産（中略）」を入れる方が芸術の定義をわかりやすく、かつ広く網羅して適用できるのではないかと思いますがいかがでしょうか？	原案どおり	「文化芸術」の定義に関しては、国の文化芸術基本法及び福岡県が策定した「福岡県文化振興プラン」の対象としている文化芸術の範囲を基本として、宗像市が対象とする文化芸術の大まかな範囲を規定しています。 「美術、音楽、写真、演劇、舞踊」の後段に「その他芸術」と明記しており、特定の文化芸術分野だけ実施することとはならないため、原案のとおりとします。

2	楽器演奏を趣味とし、ユリックスにも練習等で年間６０回以上通っております。今般の条例作成、担当課の英断と審議会での真剣な討議に対し委員の先生方に敬意と謝意を表します。 さて、条文を拝見しますと「主体的な個人としての市民が文化活動に参加しやすい状況を整備しましょう」ということ理解します。 その点で、発表の「場」として、また市民の集合体としての「区」や「校区」、「コミュニティ」などへの規定、言及がなく２条４号で「民間団体等」という括り方になっております点にご意見申し上げます。 ３条４項の伝統文化は秋祭りなどに奉納される形で継承されたり、各コミセンの整備により各地区の文化祭など活発な発表や創作が行われていますが、そのような「場」としての「地域のあり方」があまり条文からは明瞭でないように感じます。市の重要施策としてコミュニティも位置づけられており、地域について何らかの言及を頂きたく、具申させていただきます。	原案どおり	本条例は、目的や定義、役割等の基本的事項を定めています。具体的活動や活動の場については、今後策定する文化芸術振興ビジョン（仮称）で盛り込まれることから、原案のとおりとします。

宗像市文化芸術振興条例（案）

（前　文）

私たちのまち、宗像市は、福岡市と北九州市の両政令都市の中間に位置し、交通アクセスの良い田園住宅都市であり、玄界灘に面した白砂青松のさつき松原、弧を描いた美しい海岸線や島々、市内を貫流し大地を潤す釣川、四塚に連なる山々など、豊かな自然と景観に恵まれた住みよいまちです。

いにしえより、中国大陸や朝鮮半島を結ぶ航路が開かれ、航海術に長けた「宗像人」は、大陸との交流を重ね、豊かな歴史と文化芸術を育んできました。

このように多様な文化芸術は、今も脈々と流れ、私たちの文化芸術活動に活かされています。これらの文化芸術を見つめなおし、活用し、新しい価値を創出して発展させるとともに継承することは、市民等が心豊かに生活をするための糧となり、ひいては市民等相互の連帯感をつくり出し、共に生きる社会の礎となるものです。

また、文化芸術は、教育、福祉、健康、医療、観光等の幅広い分野にも波及していく可能性を有しています。

私たちは、文化芸術が持つ力を宗像市の政策に取り入れ、文化芸術の振興を通じて総合的なまちづくりを進めていくために、この条例を制定します。

（目　的）

第１条　この条例は、文化芸術の振興について、基本理念や施策の基本となる事項を定め、市民等、民間団体等及び市が果たすべき役割を明確にすることにより、文化芸術活動を促進し、文化芸術によるまちづくりに寄与することを目的とする。

（定　義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）文化芸術　　美術、音楽、写真、演劇、舞踊その他の芸術、伝統芸能及び地域の伝統又は生活に根ざした文化並びに文化財等をいう。

（２）文化財等　　有形及び無形の文化財並びにその保存技術をいう。

（３）文化芸術活動　　文化芸術の鑑賞、創造及び継承活動をいう。

（４）市民等　　市内に居住、通勤及び通学する者並びに市内を活動の場とする個人をいう。

（５）民間団体等　　市民等活動団体、企業、学校等をいう。

（基本理念）

第３条　文化芸術を創造し及び享受することは人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、すべての市民等が文化芸術活動に親しめる環境整備が図られなければならない。

2　文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ及びその能力が十分に発揮されるよう配慮されなければならない。

3　文化芸術は、市民等の生活に潤いと豊かさをもたらすだけでなく、教育、福祉、健康及び医療の充実、さらに観光産業等の地域経済の活性化、市のイメージ向上につながる力を有するものであることをふまえ、今後のまちづくりに文化芸術の力が活かされなければならない。

4　地域固有の伝統芸能、伝統芸術、文化財等の保存、活用及び継承が図られなければならない。

（市民等の役割）

第４条　市民等は、自らが文化芸術活動及び文化芸術によるまちづくりの主体及び担
い手となり、相互に協調して文化芸術活動に進んで参加するものとする。

（民間団体等の役割）

第５条　民間団体等は、地域社会の一員として文化芸術活動及び文化芸術によるまちづくりの一翼を担っていることを自覚し、自らの文化芸術活動はもとより、市民等の支援活動を積極的に行うものとする。

（市の責務）

第６条　市は、第３条に定める基本理念に基づき、市民等及び民間団体等による文化芸術活動を促進するための環境整備を行うものとする。

2　市は、文化芸術によるまちづくりを行うために、市民等及び民間団体等の文化芸　術活動の総合調整の役割を担うものとする。

3　市は、文化芸術の振興に関する施策や事業を推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

（文化芸術振興ビジョン）

第７条　市は、文化芸術の振興に係る施策を総合的に推進するため、宗像市文化芸術振興ビジョン（以下「振興ビジョン」という。）を策定する。

2　市は、振興ビジョンを策定しようとするときは、宗像市市民文化・芸術活動審

議会の意見を聴かなければならない。
3　振興ビジョンは、次に掲げる事項について定めるものとする。
（１）広範な領域にわたる文化芸術の振興に資するための施策及び事業の指針。
（２）市民等、民間団体等及び市の多様な主体との文化芸術に関する協働の指針。

(委　任)
第８条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則
この条例は、公布の日から施行する。